

「地域医療対策協議会」の実効性確保(医師需給分科会)

現状・課題

- 都道府県によっては、
 - ・ 医師確保に関する同様の議題を議論する会議体が複数存在している。
 - ・ 医師確保に関する各会議体間の連携が乏しく、類似の重複した検討が行われている場合がある。



制度改正案

- 地域医療対策協議会については、医師確保計画において定められた各種対策を実施するに当たり、関係者が協議・調整を行う協議機関と位置付ける。
- これに伴い、地域医療対策協議会の構成員について見直しを行い、具体的な医師確保対策の実施を担う医療機関を中心に構成するよう、都道府県に対して改組することを促す。
- 併せて、地域医療対策協議会以外の医師確保に関する各種会議体(へき地医療支援機構、専門医協議会)については、議論や構成員の重複を避けるために、その機能を地域医療対策協議会に移管し、原則として廃止する。
- ただし、都道府県によって特別の事情がある場合には、それらの会議体を地域医療対策協議会のワーキンググループなどとして存続させることも可能とする。

■ 地域医療対策の推進に関する各種会議体の設置根拠

会議体	設置根拠	参照条文
都道府県医療審議会	法定	【医療法 第71条の2】 権限に属させられた事項のほか、都道府県知事の諮問に応じ、医療提供体制の確保に関する重要事項を審議
地域医療対策協議会	法定	【医療法 第30条の23第1項】 救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め公表
地域医療支援センター	都道府県事務(努力義務)として法定	【医療法 第30条の25第1項】 地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するために事務を実施
へき地医療支援機構	予算要綱	
新たな専門医の仕組みにおける都道府県協議会	通知	

都道府県における新たな医師確保対策実施体制のイメージ

平成29年10月11日
第12回医師需給分科会
資料1より抜粋(一部改変)

都道府県医療審議会

役割 医療法の規定により権限に属する事項や、都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項を調査、審議

構成員 医師、歯科医師、薬剤師、患者代表及び学識経験者

- 【医師確保計画】**
- 都道府県内における医師の確保方針
 - 都道府県内において確保すべき医師数の目標
 - 目標の達成に向けた各種施策
 - ・ 医師が少ない地域に対する医師派遣の在り方
 - ・ 医師養成課程(医学部、臨床研修、専門研修)を通じた医師の地域定着策 等

具体的な実施方法等
の協議・調整

地域医療対策協議会

役割 都道府県が具体的な医師確保対策等を実施するに当たり、その実効性を高めるための「協議の場」

構成員 医師確保対策上、主要な役割を果たす関係者

協議事項
(例)

医師派遣等

医師派遣の具体的な実施方法

へき地の医師確保のための具体的な調整

地域枠・地元枠の具体的な設定

臨床研修施設の定員に関する調整

専門医の配置に関する調整

医師養成関係

医師確保対策の推進に
関するその他の会議体

⇒機能を移管

※特別な事情がある場合には、
ワーキンググループとして
存続させることも可能

地域医療
支援センター
運営委員会

へき地医療
支援機構
運営委員会

専門医協議会

医師確保計画の記載事項と地域医療対策協議会の協議事項のイメージ

平成29年10月11日
第12回医師需給分科会
資料1より抜粋(一部改変)

医師確保計画の記載事項

【医師派遣】

地域ごとに派遣が必要な医師の人数の決定

【医学部】

医育大学における地域枠、地元枠の設定目標の決定

【臨床研修】

臨床研修病院の指定、臨床研修病院ごとの定員設定に当たっての方針の決定

【専門研修】

専門研修基幹病院の認定、専門研修基幹病院ごとの定員設定に当たっての地域医療への配慮の意見の決定



医師派遣の具体的な実施方法の調整
(どの病院からどのような医師を何人派遣するか等)



地域枠、地元枠の具体的な人数の調整
(どの大学に何人の枠を設定するか等)



具体的な指定病院や定員数の調整
(どの地域のどの病院を臨床研修病院に指定するか、何人の定員枠を設定するか等)



具体的な認定病院や定員数の調整
(どの地域のどの病院を専門研修基幹病院に認定するか、何人の定員枠を設定するか等)